



2025年度版

建設ユニオンが あなたを応援します!!

仕事と暮らしの
支え

建設国保

心と体の元気が
なによりです



36 協定や
就業規則など

働き方改革

働き方改革に対応した
経営労務管理を
サポート



労災保険
各種共済

安全と安心

仕事も家族も♡

仕事と
暮らしを
元気に

資格・技能
取得をサポート

資格・技術

各種技能講習、
建築訓練校等を
開講中!



各種申請手続きで
仕事をバックアップ!

手続サポート

リフォーム保険等の
対策もバッチリ!



組合費等の
口座自動引落
大好評! 実施中!

建設キャリアアップシステムの登録は、お済みですか?
建設ユニオンは、カード発行が早くて安い!
上位カードの取得も現場運用もサポートします!

建設業で働く方なら誰でも入れます **今すぐ加入を!**

☎ **03-3462-5331** 建設ユニオン

2025年度版

<https://www.kensetu-union.jp/> E-mail : honbu@kensetu-union.jp



ユニオン共済と建設国保の傷病手当金で

入院による
休業
(5日目から)
1日当り

10,000円以上

傷病
見舞金
一例です

ユニオンはもしもの時に備えます

建設ユニオンでは仲間同士の助け合い制度として組合費の一部である「共済基金（1ヵ月 1,040円）」を積み立て共済制度を設けています。病気入院 5日目から 1日 6,000～8,000円、最高 180日までの傷病見舞金など、充実した給付でとても安心できる制度です。



病気通院による
休業(5日目から)

1日3,000円

最高 180日まで

建設ユニオン共済給付一覧

項 目		金 額 (備考)	シルバー共済金額
組 合 員	普 通 死 亡	100万円と花輪 65歳以上 60万円と花輪 ※	10万円と花輪
	事 故 死 亡	200万円と花輪 65歳以上 110万円と花輪 ※	
	不慮の事故等による障がい 1級・2級と3級の1部	4万円から200万円 65歳以上 2万円から100万円 ※	10万円
	病気等による重度障がい 1級・2級と3級の1部	100万円 65歳以上 60万円 ※	なし
	け が 入 院	1日千円 最高180日 ※	
	傷 病 見 舞 金	入院による休業 5日目から最高180日 1日6,000円 44歳までの病気入院 1日8千円(08年9月1日発生分より)	休業5日目より 最高180日目まで 1日1,000円 (最高180日)
		病気通院による休業 5日目から最高180日 1日3,000円	
		けが入院 5日目から最高180日 1日3,000円	
		けが通院 5日目から最高180日 1日2,000円	
		労災事故、交通事故による休業 30日以上休業した場合、休業 5日目より1日につき、1千円を最高 50日間給付。(なお、この給付は 180 日の給付日数には組み入れま せん)	同左
	傷 病 見 舞 金 再 給 付	180日を給付後3年間経過し、入通院で休業した場合は、 現行の傷病見舞金制度に該当する日額を60日間給付	なし
	骨髄等臓器移植休業見舞金	入通院による休業 1日目から最高180日、1日10,000円。 臓器移植については、組合加入 1 年後から適用	なし
	結 婚 祝 金	3万円(組合加入後、6ヵ月経過した際に受給資格を得ます)	同左
	長 寿 祝 金	77歳を迎えた際 3万円 80歳を迎えた際 1万円	同左
	各 種 祝 金	成人(20歳時)、敬老(65歳時)、出生 各2万円	同左
	入 学 祝	小学校・中学校 それぞれ1万円(相当額) ※組合員の子が対象	同左
	配 偶 者 の 死 亡	5万円と花輪	
自 宅	父 母 お よ び 子 の 死 亡	1万円	5万円
	全 焼	最高 10万円(借家やアパート居住者も同額) (09年4月より)	
	半 焼	最高 5万円(借家やアパート居住者も同額) (09年4月より)	3万円
	一 部 焼・風 水 害	最高 2万円 (09年4月より)	同左
	建 築 中 の 建 物 の 火 災	最高 5万円 自分で自宅を施工している際の新築中の建物火災に適用	

※保障内容の一部は全労済が共済引受団体になります。02年8月以降の加入者が75歳以上になった場合の事由発生には給付が制限されます。

- (注1) 共済受給資格発生は組合加入が承認された中央執行委員会の翌月1日からの発生事由が対象となります。ただし、傷病見舞金については、加入が承認された中央執行委員会の翌月から6ヵ月後の翌月1日以降の発生事由が対象となります。(2015年4月1日より)
- (注2) 「シルバー共済」は、60歳を超えて加入した組合員に適用されます。
- (注3) 傷病見舞金制度の給付日数は入院や通院、通算年数にもかわらず180日が限度です。
- (注4) 傷病見舞金の通院時の給付は、通院日数×4倍、もしくは医師の労務不能日数の少ない方での給付となります。ただし、骨折等で固定治療(ギプス等)の場合は、医師の証明日数での給付となります。なお、特殊事情については考慮します。支部にご相談ください。
- (注5) 傷病見舞金の申請時は、支部執行委員長が組織証明を行います。また、各種お祝い、火災等の見舞金申請は、分会で証明が必要です。支部にご相談ください。
- (注6) すべての請求時効は3年間です。
- (注7) 組合共済の給付は、組合員本人の事由が対象です。

＼ 仕事、税金、健康と暮らしをサポートします /

安心が
いっぱい!

あなたも「建設ユニオン」に入りませんか!



給付の優れた組合同保

建設国保は職人の命

病気入院時の償還払い制度と傷病手当制度で万一の時も安心。30日入院して15万円の傷病手当金が給付されます(例は東建国保)。優れた給付の建設国保へ加入しましょう。



建設キャリアアップシステム



国や業界団体、全建総連は担い手の確保育成のため、CCUSの事業者・技能者登録を進めています。資格や現場経験を登録し、統一ルールに基づいた能力評価を行い、処遇改善に繋げていきます。建設ユニオン全支部が認定登録機関なので、登録・変更、レベル判定・能力評価の手続きや現場稼働も全面的にバックアップします。

アスベストじん肺、職業病労災の申請も応援

労災保険

事業種・一人親方は、労働保険事務組合を通じてしか自身に労災保険をかけられません。労災保険、一人親方、事業主労災加入を進め万が一の事故に備えています。



組合の個別相談で初めての人でも安心です

頭を痛める税金相談



所得税、消費税の申告相談を行っています。確定申告前には個別に相談を行い、申告書の提出も組合でまとめて各税務署に提出しています。インボイスの対策もサポートします。

仲間の助け合い、組合加入でもっと安心です

組合共済

44歳までの病気入院は1日8千円。45歳以降は1日6千円。最高給付日数180日の大型保障。建設国保と合わせればダブルで安心。入学祝、結婚祝も付いてきます。



めんどろな書類手続きもユニオンと相談!

建築業許可申請などの申請手続きを行っています



建設業の事業者として必要な建設業許可、建築士事務所登録、電気工事業者登録などの取得に向け、各種申請手続きの相談・申請を行っています。

老後の生活設計を考えます

建設業に退職金を

建設業退職金制度は、現在、月々8,050円の掛金で40年間掛け続ければ、建設業をやめた時に約430万円の退職金を受け取ることが出来ます。加入をお勧めします。



毎週土曜日、日中に授業があります

建築訓練校を開校中です



木造建築の伝統技術・技能を学び、次世代を担う若い職人層を養成するために訓練校を開校しています。期間は2年。建築の仕事に就きながら大工等を志す意欲のある人が対象です。



もしもの時、困ったときは建設ユニオンと一緒に解決にあたります。一度ご相談ください。



建設キャリアアップシステム登録・運用

《健康保険・厚生年金・雇用保険・社会保険加入・法定福利費・法人設立》



組合員が組合窓口で建設キャリアアップシステムの技能者登録をする場合、

初回登録料金 4,900円 は組合が負担し、**無料** に!

現場運用 や **能力評価制度** の **レベル判定申請** もサポート!

建設ユニオンの組合費

区 分	組 合 費
一般組合員 (30歳～70歳未満)	6,200円
20歳未満の組合員	4,700円
20歳～30歳未満組合員	5,700円
70歳以上の組合員	5,700円
女性組合員 (20歳以上)	5,700円

※組合費＝活動費＋組合基金＋共済基金などの総計です。組合費の他に「支部費」等が加算されます。

無料相談会実施中!

- 毎月1回 **「法律相談会」** を実施。
工事代金の不払いの相談、仕事上の相談、暮らしのトラブルなどの解決をサポートします。
- 毎月1回、**「労務管理相談会」** を実施。
「就業規則はどうすれば?」「残業代の計算は?」など、人を雇う上で必要なことについて、組合の顧問社労士が相談にあたります。



首都圏に広がる 13 の支部

城北支部 〒120-0042 足立区千住龍田町12-11
TEL.03(3888)2595・FAX.03(3881)3496

城南支部 〒142-0053 品川区中延4-7-3
TEL.03(3786)2233・FAX.03(3785)4756

世田谷支部 〒154-0017 世田谷区世田谷3-6-10
TEL.03(3425)0881・FAX.03(3425)1809

杉並支部 〒167-0041 杉並区善福寺1-15-24
TEL.03(3396)7333・FAX.03(3397)1848

練馬支部 〒178-0063 練馬区東大泉5-38-20
TEL.03(3925)0009・FAX.03(3925)0635

東多摩支部 〒183-0005 府中市若松町2-3-28
TEL.042(354)8055・FAX.042(354)8056

多摩北支部 〒203-0033 東久留米市滝山7-23-17
TEL.042(479)2260・FAX.042(479)2267

多摩中央支部 〒207-0021 東大和市立野1-26-13
TEL.042(563)2666・FAX.042(563)0140

多摩支部 〒192-0066 八王子市本町2-10
TEL.042(625)2351・FAX.042(626)4055

千葉支部 〒270-2251 松戸市金ヶ作396-12
TEL.047(311)2527・FAX.047(311)2528

茨城支部 〒300-1252 つくば市高見原1-1-29
TEL.029(871)0219・FAX.029(871)0821

埼玉支部 〒351-0115 和光市新倉2-21-51
TEL.048(465)5933・FAX.048(466)8647

神奈川支部 〒224-0041 横浜市中区仲町台1-34-3-203
TEL.045(943)8941・FAX.045(943)8961

首都圏建設産業ユニオンは、あなたの加入をお待ちしています!



建設ユニオン

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-3-10

首都圏建設産業ユニオン

TEL.03(3462)5331 FAX.03(3462)5334

URL <https://www.ken-setu-union.jp/> E-mail honbu@ken-setu-union.jp